



2022年4月26日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ロ ワ イ ド
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 野 尻 公 平
(コード番号 7616 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 瀬 尾 秀 和
(T E L 0 4 5 - 2 7 4 - 5 9 7 0)

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社コロワイド（以下、「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、2022年6月28日開催予定の第60期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第16条の2 第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条の2 第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条第3項)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会及び取締役会の議長が取締役社長に限定されている現行定款第17条及び第24条を変更し、その他の取締役が議長になることを可能とするものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会	2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月28日(予定)

以 上

定款変更案

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第6章 株主総会及び種類株主総会 第16条 (招集) 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2. 種類株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>3. <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告書に記載又は表示すべき事項に係る情報について、法務省令の定めるところに従いインターネットで開示することができる。</u></p>	<p>第6章 株主総会及び種類株主総会 第16条 (招集) 〈現行どおり〉</p> <p>2. 〈現行どおり〉</p> <p>〈削除〉</p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>第16条の2 (電子提供措置等)</u> 当社は、株主総会 (種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。) の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第17条 (招集権者及び議長) 株主総会 (種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。) は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第17条 (招集権者及び議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会が定める取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第18条～第19条 (条文省略) 第7章 取締役及び取締役会 第20条～第23条 (条文省略) 第24条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第25条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第19条 (現行どおり) 第7章 取締役及び取締役会 第20条～第23条 (現行どおり) 第24条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 前項に定める取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第25条～第30条 (現行どおり)</p>

【別 紙】

現行定款	変更案
<p>第 8 章 監査等委員会</p> <p>第 10 章 計 算</p> <p>〈条文省略〉</p>	<p>第 8 章 監査等員会</p> <p>第 10 章 計 算</p> <p>〈現行どおり〉</p>
<p>〈新 設〉</p>	<p>附 則</p> <p>1. <u>現行定款第 16 条（招集）第 3 項の削除及び変更案第 16 条の 2（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条第 3 項はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上